

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第5号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条—第2条の2）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第2条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、

第13条第2項、第14条及び第16条第2項の規定は適用しない。

第24条第2項中「合計額」を「合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、その月における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。